マイナンバーカード等による特例転出届（郵送用）

　この届出書は、マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方が転出する（予定の方含む）場合に使用するものです。この届出をされた方は「転出証明書」の交付を受けずに、新しい市町村に転入手続することができます。（「特例転出」と言います。）

　転出される方のうち、１人でもカードをお持ちであれば届出できます。

　転出した日から１４日を経過している場合は、この届出はできません。

年　　　月　　　日

届出者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所 | 〒 | 電話 | 日中連絡のつくもの |
| 氏名 | 印 | 転 出 者との関係 | 本人・同一世帯員・その他（　　　　　） |

※転出者との関係が「その他」の方は要問合せ

転出される方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 転出（予定）日新住所に住み始める日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 | すでに転出している場合、転出した日から14日以内の届出であること |
| 新しい住所 | （アパート名等） | 世帯主氏名 |
| 今までの住所 | 北海道苫前郡苫前町字 | 世帯主氏名 |
| フリガナ | 生年月日 | 性別 | 世帯主からみた続柄 | カードの有　無 |
| 転出者氏名 |
| 1 |  | 年　　月　　日 |  | 世帯主 | 有 ・ 無 |
|  |
| 2 |  | 年　　月　　日 |  |  | 有 ・ 無 |
|  |
| 3 |  | 年　　月　　日 |  |  | 有 ・ 無 |
|  |
| 4 |  | 年　　月　　日 |  |  | 有 ・ 無 |
|  |
| 5 |  | 年　　月　　日 |  |  | 有 ・ 無 |
|  |

※次のページをよくお読みください。

【送付先・お問合せ先】

〒078-3792　北海道苫前郡苫前町字旭３７番地の１　苫前町役場住民生活課住民係

電話０１６４－６４－２２１３

【同封するもの】手数料はかかりません。

１．マイナンバーカード等による特例転出届（郵送用）

・　押印（シャチハタ不可）や住所の方書き等の記入もれに御注意ください。性別欄の記入は任意です。

・　届出（請求）者が、転出者と本人または同一世帯員ではない場合は「委任状」が必要となる場合があります。あらかじめ御確認ください。

・　日付の記入欄は、西暦（４桁）または元号（「令」や「Ｒ」も可。）で記入してください。

・　転出者が５名を超える場合は、届出（請求）書を複数枚使用してください。

２．本人確認書類

　　届出者の身分を証明するもの（運転免許証など写真付きの公的な証明書）の写しを同封してください。

　　ただし、写真の付いていない健康保険証等は２種類必要です。

【届出について】

・　転出する日の前後１４日以内に提出してください。転出した日から１４日を経過している方は、この特例転出をすることができませんので、今までの市町村へお問合せください。

・　転入の届出は、前の市町村で特例転出処理済みである必要があります。郵送の場合、送達後処理をしますので閉庁日を除き２～３日程度要します。転出処理が完了しましたら電話連絡しますので、必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。

　　また、特例転出をした場合、転入届は、転出予定日から３０日以内かつ、転出した日から１４日以内に届出しなければなりません。日程には余裕をもって届出してください。

・　転出者のうちマイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方は、かならず転入の際に持参してください。転入届およびカードの継続利用のために、それぞれカードごとに暗証番号の入力が必要となります。

【転出以外の手続について】手続に来庁が必要な場合があります。事前に御確認願います。

・　今までの市町村で、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険などに加入していた方は、別途手続が必要な場合があります。

・　上記の保険証や、印鑑登録されていた方は印鑑登録証など、苫前町が交付していた書類等の返還が必要な場合があります。

※　特例転出は「転出証明書」は交付されません。マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちでない場合は、「郵送による転出届（転出証明書交付請求書）」で届出してください。